

子ども・子育て支援金と年金制度改革法(続き)

今号は、昨年度改正された子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援金制度の創設と、先月号に続いて事業主に影響する年金制度改革法の内容をお知らせします。

1. 子ども・子育て支援金の徴収開始

先月号でお伝えした国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置や児童手当拡充、出生後休業支援給付ほか少子化対策の財源に充てるため、令和 8 年 4 月より子ども・子育て支援金制度として、医療保険制度からの拠出が始まります。

具体的には、健康保険（健康保険組合含む）の場合、労使折半する保険料率に上乗せされます。国民健康保険の場合には、低所得者軽減措置等を講じたうえで賦課・徴収するとのこと。今後の保険者からのお知らせにご注意ください。

なお、現在社会保険の適用事業主が納付している子ども・子育て拠出金（厚生年金被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に 0.36%を掛けたもの）とは別の制度であることに留意が必要です。

2. 脱退一時金の変更

脱退一時金は、日本の滞在期間が短く、老齢年金を受け取れない外国人に一時金を支給する趣旨ですが、支給後にはそれまでの被保険者期間がなくなります。

年金制度改革法の一部として、令和 8 年 4 月より次の内容が改正されます。

①将来の年金受給に結びつけやすくするため、↑

再入国許可付きで出国した者には許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない（再入国しないまま許可期限を経過した場合には受給可能）

②支給上限を現行の 5 年から 8 年に引き上げる。（政令で措置予定）

この改正の背景としては、近年日本に 5～10 年滞在した外国人の割合は 2 割弱まで増加しており、在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い老後を日本で暮らす可能性がある外国人が増加していると考えられること、今後、育成就労制度が創設され、育成就労制度(3 年)を経て特定技能1号(5 年)に移行し、計 8 年日本に滞在する者が増加すると考えられることが挙げられます。

脱退一時金を、保険料納付に納得がいけない外国人に対しての説得材料と捉えてきた企業もあると思いますが、年金を受け取るための必要な資格期間が 10 年になった今、外国人が本格的に日本の年金に組み入れられる過程の改正と受け取ることもできます。今回の改正をどのように自社の外国人労働者へ説明するのかご検討ください。

3. 確定拠出年金法の改正

令和 8 年 4 月には、マッチング拠出における加入者掛金の額の制限が撤廃され、簡易型 DC 制度が企業型 DC へ統合され手続きが簡素化される予定です。

また施行日は未定ですが、公布から 3 年以内の政令で定める日からは、個人型確定拠出年金

(iDeCo) の加入可能年齢が引き上げられ、さらに左図のように拠出限度額が引き上げられます。

現在				見直し後			
第1号	第2号 (企業年金あり)	第2号 (企業年金なし)	第3号	第1号	第2号 (企業年金あり)	第2号 (企業年金なし)	第3号
iDeCo 月額6.8万円 ※国民年金基金 等との合算枠	iDeCo 月額2.0万円	iDeCo・iDeCo+ 月額2.3万円		iDeCo 月額 7.5万円 ※国民年金基金 等との合算枠	iDeCo・企業型DC 合計で 月額6.2万円 4.2万円増額	iDeCo・iDeCo+ 月額6.2万円 3.9万円増額	iDeCo 月額2.3万円
国民年金 基金	企業型DC 月額5.5万円		iDeCo 月額2.3万円	国民年金 基金			iDeCo 月額2.3万円
国民年金（基礎年金）				国民年金（基礎年金）			
				令和7年度 税制改正の概要(厚生労働省関係) 令和 6 年12月より			

ホームページ「開東社会」かいとうしゃかいで検索 <https://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は
禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711